

景観行政団体への移行について

1. 景観行政団体について

景観法では、法に基づき良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく団体として、政令市及び中核市（その他の区域は都道府県）を「景観行政団体」と位置付けています（希望する市町村は都道府県と協議し公示することで景観行政団体への移行が可能）。

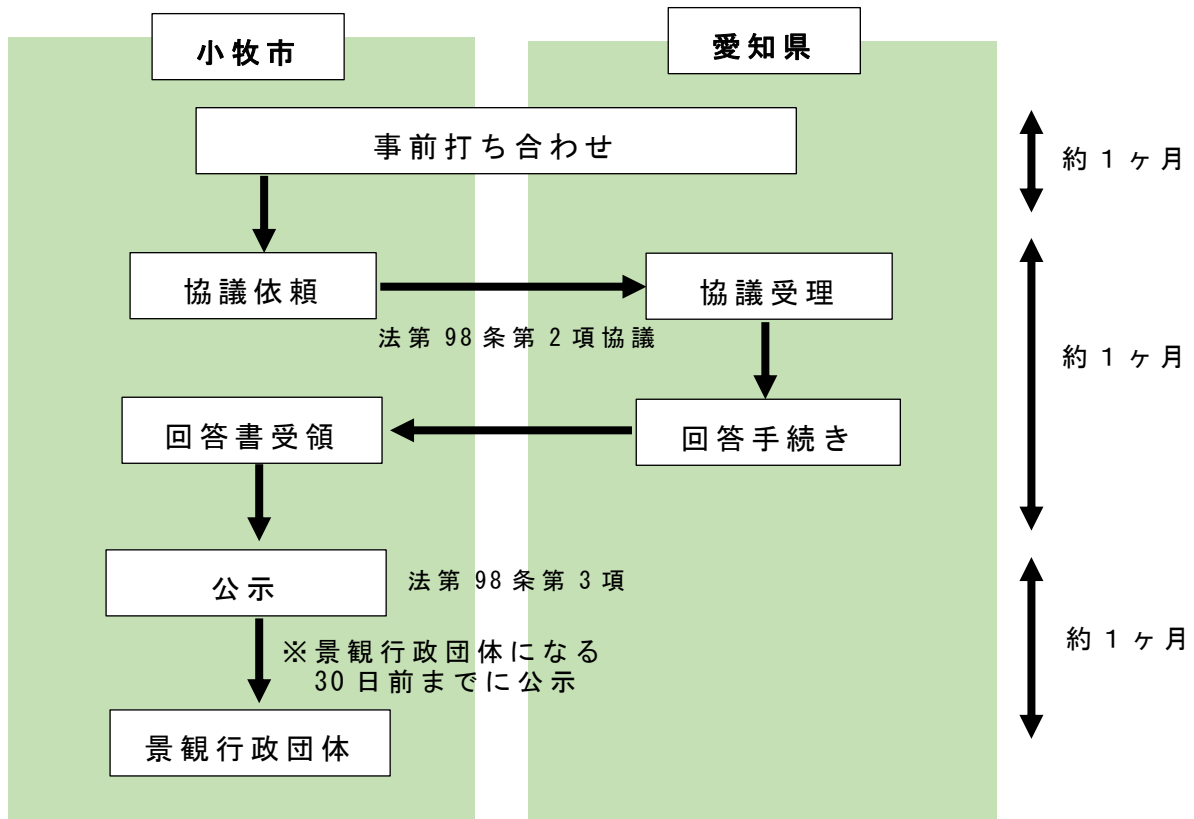
景観行政団体に移行すると景観法に基づく「景観計画」を策定することができ、この計画において「景観計画区域」を定め、建築物等の新築等に対する届出・勧告を基本とする規制誘導や、条例を定めることにより建築物・工作物のデザイン・色彩については変更命令が可能となります。

また、屋外広告物条例を市で制定し、地域の景観形成の方向に沿った規制誘導が可能となります。

◇景観法の要点

- ・法に基づき良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく団体として、市町村を「**景観行政団体**」（第7条）※と位置付けている。
※政令市及び中核市とその他の区域は都道府県。希望する市町村は都道府県と協議し公示することで景観行政団体となる。
- ・「景観行政団体」は、景観法に基づく「**景観計画**」を策定することができ（第8条）、この計画において「**景観計画区域**」を定め、建築物等の新築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行う。（第16条）
- ・更に、建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能になる。（第17条）
- ・**屋外広告物条例**を制定でき、地域の景観形成の方向に沿った規制誘導が可能になる。（屋外広告物法第28条）

2. 景観行政団体への移行に関する協議の流れ



3. 景観計画等の策定の流れ

